



島根県報

令和5年5月8日(月)

第410号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水 産 課) 2

【公 告】

基本測量の終了 (技 術 管 理 課) 2

公共測量の終了(3件) (") 2

告 示

島根県告示第334号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成31年島根県告示第300号による保険に付すべき義務は、令和5年4月22日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年5月8日

島根県知事 丸 山 達 也

大社町加入区

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和5年4月12日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年5月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

2 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、鹿足郡吉賀町、隠岐郡西ノ島町及び隠岐郡隠岐の島町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年4月3日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（2級・3級基準点測量）

2 作業期間

令和4年11月28日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

益田市内田町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年10月24日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公

告する。

令和5年5月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（2級・3級基準点測量）

2 作業期間

令和4年9月12日から令和4年10月24日まで

3 作業地域

益田市横田町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月27日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年2月4日から令和5年3月27日まで

3 作業地域

鹿足郡津和野町笹山及び中座地内